

町民税・県民税申告書

(上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書)

年度(年分相当分)

年 月 日

納税義務者 住所 松田町 _____

氏名 _____ (印)

電話 _____

○確定申告した(予定含む)上場株式等の所得

			住民税の源泉徴収税額 (配当割額・株式等譲渡所得割額)
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税 15.315% (復興特別所得税分含む) と住民税 5% の合計 20.315% の税率であらかじめ源泉徴収 (特別徴収) されているものとなります (所得税 20.42% を源泉徴収されているものは対象ではありません)。

(注意) ・上記の表の住民税の源泉徴収税額の記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

・申告不要を選択した場合、配当割額・株式等譲渡所得割額の控除・還付はありません。

申告する番号に○をつけてください。

- 上記の確定申告した(予定含む)上場株式等の所得について、住民税では申告いたしません。
- 上記の確定申告した(予定含む)上場株式等の所得について、住民税では下記の所得といたします。
(例 : 確定申告分で分離課税した配当所得を住民税では総合課税で申告)

			住民税の源泉徴収税額 (配当割額・株式等譲渡所得割額)
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

上場株式等の配当所得等に係る個人住民税の課税方式の選択について

平成 29 年度税制改正で、特定上場株式等の配当所得や上場株式等の譲渡（源泉徴収がある特定口座）に係る所得については、平成 29 年 4 月 1 日から所得税と異なる課税方式により個人住民税を課税できることが明確化されました。

具体的には、特定上場株式等の配当所得等を含めた所得税の確定申告書が提出されている場合であっても、その後に住民税申告を行い所得税と異なる課税方式を選択すると申し出た場合は、確定申告の内容にかかわらず、住民税の課税ができることとなりました。

あくまでも、申告者様の判断のもと「申告不要制度適用、総合課税、申告分離課税」を選択してください。

【申告期限】

町民税・県民税の納税通知書が送達される日まで

※申告期限を過ぎたものは受付できません

【申告方法】

次の①と②の両方を申告期限までに提出してください。

- ① 上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書（本紙表面）
記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。
- ② 確定申告書の写し